

虐待等防止マニュアル

【身体的拘束等の適正化および指針】

このこのリーフ亀戸

このこのリーフ亀戸第2

このこのリーフ本八幡

このこのリーフ千葉ニュータウン



2024年11月改訂

【虐待防止にあたって（倫理綱領）】

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態等にかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

<虐待とは>

自分がされたら嫌なことを相手にしていませんか。常に相手の立場で適切な支援を心がけましょう。

○ 身体的虐待 ○

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

○ 性的虐待 ○

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

○ 心理的虐待 ○

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

○ 放棄・放置（ネグレクト）○

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○ 経済的虐待 ○

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

その他にも、職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせるなど、しつけや指導と称して行われる行為も虐待です。

虐待を疑われる事実があった場合の対応

「障害者虐待防止法第16条」にて、通報義務が規定されています。次の通り対応ください。

① 虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報します。

※ この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することになります。

※ 必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。

② 法人代表に報告し、必要に応じて緊急集会の開催について検討します。

「障害者虐待防止法第16条」の通報義務は、虐待を受けたと思われる者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務づけています。

また、管理者は、虐待を受けた児童のためにも、施設の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められます。

市町村・都道府県による事実確認への協力

虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法第11条、社会福祉法第70条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。

調査に当たっては、聞き取りを受ける利用者本人やその家族、施設等関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる適切な場所が提供されます。また、勤務表や個別支援計画、対応記録等の提出等が求められる場合もあり、これらに最大限協力していきます。

虐待を受けた障害者や家族への対応

虐待事案への対応にあたっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止にする等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。

また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行います。虐待事案の内容によっては、法人代表等役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努めます。

原因の分析と再発の防止

虐待を行った職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあります。また、小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、経過の把握も必要です。

さらに、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間に働いている場合もあります。その他、職員が行動障害等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も考えられます。さらに、管理者等役職者が虐待を行っているのではないかと指摘を受ける場合もあるかもしれません。

これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参加してもらって検証委員会を立ち上げること等も考えられます。その過程で、複数の施設等を運営する法人の中で組織的に行われたと思われる虐待事案については、同一法人の他施設等への内部調査を検討することも考えられます。

虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていなかった職員も自信を失ってしまいます。失ったものを回復するためには、事実の解明や改善に向けた誠実な取り組みと長い時間が必要になります。

虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化した上で、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことが支援の質を向上させるだけではなく、職員が自信を取り戻し、施設が利用者や家族からの信頼を回復することにもつながります。

虐待した職員や役職者への処分等

事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。刑事责任や民事责任、行政责任に加え、道义的責任が問われる場合がありますので、真摯に受け止めなくてはなりません。

さらに、法人として責任の所在に応じた処分を行うことになります。処分に当たっては、労働関連法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行います。

また、処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務づける等、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められます。

通報者の保護

この通報は、虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図ることが目的とされています。そのため、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定によって妨げられることはございません。そして、虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けることはございません。

<通報者保護がされない場合>

「障害者虐待防止法第16条」の通報義務は、上記のとおり通報者の保護が規定されています。
ただし、この規定が適用される「通報」は、「虚偽である」もの及び「過失による」ものを除くとされています。

虐待の事実もないのに、故意に虚偽の事実を通報した場合は、適用されません。

また、「一般人であれば虐待があったと考えるには合理性がない場合の通報」も「過失による」と解され、通報者保護の対象にはなりません。

※通報者保護がされない例

- ◎ 特定の従業員に対しての、「嫌がらせ」等を目的とした虚偽の通報
 - ◎ 当人の思い込みにより、虐待があったと考えるに合理性がない場合における通報 など
- 当社では、従業員等への名誉を傷つける「嫌がらせ」等を目的とした虚偽の通報であると認められる場合には、当該従業員等の名誉を守ることを目的とし名誉毀損罪を構成するかどうかを弁護士と協議しつつ、場合によっては法的対応を行う方針にいます。

虚偽や過失による通報は、行政担当者にも迷惑をかけるほか、虚偽通報をされた職員が人間不信に陥る、精神疾患を患う等の深い心の傷を残したり、施設や法人、法人グループからの信頼を失ったりすることにも繋がります。

通報にあたっては、障害者虐待防止法の目的である「障害者の権利利益の擁護に資するため」の通報であるかどうか、「合理性があるかどうか」がポイントとなること、ご留意ください。

<虐待相談・通報・届出先について>

児童虐待防止のためには、早期発見が重要です。

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに下記の相談窓口までご連絡ください。

このこのリーフ亀戸 / このこのリーフ亀戸第2

このこのリーフ本八幡 / このこのリーフ千葉ニュータウン

当教室グループの虐待防止責任者は、山口です。

ご心配がありましたら、お気軽に下記連絡先まで、ご相談ください。

TEL 090-3235-6324

LINE ID : goodsun125

<江東区> 障害者虐待防止センター

☎ 03-3647-8003

<市川市> 障害者虐待防止センター

☎ 047-702-9021

<墨田区> 障害者虐待防止センター

☎ 03-5608-1304

<印西市> 障害者虐待防止センター

☎ 0476-37-6776

<江東区・墨田区 共通>

江東児童相談所

【月曜～金曜日 午前9時～午後5時】(土日、祝日は休み)

【

☎ 03-3640-5432

<市川市>

市川児童相談所

【月曜～金曜日 午前9時～午後5時】(土日、祝日は休み)

☎ 047-370-1077

<印西市>

中央児童相談所

【月曜～金曜日 午前9時～午後5時】(土日、祝日は休み)

☎ 043-253-4101

東京都児童相談センター

【月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時】(年末年始、土日、祝祭日は休み)

03-3647-4408

千葉県子ども家庭110番（中央児童相談所内）

【毎日 24時間受付】

043-252-1152

<身体的拘束等の適正化>

●行うこと

身体的拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

●実際の流れ

- (1) 委員会立ち上げとその記録
- (2) 別紙「身体的拘束の適正化の指針」をミーティングにて全員で周知する。
- (3) 「身体的拘束の適正化の指針」紙ファイルを作ってミーティング議事録とともに綴じる。

このこのリーフ亀戸／このこのリーフ亀戸第2
このこのリーフ本八幡／このこのリーフ千葉ニュータウン

身体拘束等に関する指針

I. 身体拘束廃止に関する考え方（放課後等デイサービスにおける身体拘束対策に関する指針）

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当教室では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該児童又は他の児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の児童の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

児童個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：児童本人または他の児童等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当教室においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合 本人又は他の児童の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常支援における留意事項

- 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。
- ①児童主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ③利用者の思いをくみとり、児童の意向に沿ったサービスを提供し、
多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
 - ④児童の安全を確保する観点から、児童の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は
行いません。万一对するを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討をします。
 - ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら
児童に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

身体拘束廃止委員会の設置

当教室では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会（部会内）を設置します。

- ①設置目的 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き、身体拘束を実施した場合の
解除の検討、身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ア) 施設長 イ) 指導員

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期開催します。
- ・必要時は随時開催します。
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に
参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を
盛り込み検討します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は児童の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。

- (4) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、
Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (5) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (6) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (7) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前にイ切迫性口非代替性ハ一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討しご家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②児童本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、児童の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、ご家族に報告いたします。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させて頂きます。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種のそれぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長・副施設長)

- 1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理
- 2) 支援現場における諸課題の統轄責任
- 3) 体拘束廃止に向けた職員教育

(指導員)

- 1) 家族の意向に添った支援の確立
- 2) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 3) 利用者の尊厳を理解する
- 4) 記録の整備

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に携わる全ての従業員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修
 - ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ① その他必要な教育・研修の実施

令和5年8月1日

2024年11月1日

虐待防止および身体拘束等の適正化委員会の設置について

この度、虐待防止および身体拘束等の指針の整備とともに身体拘束等の適正化委員会を設置し、より良いサービスの提供に向けて日々取り組みたいと考えます。各教室は施設長の指導のもと、虐待防止および身体拘束等の適正化に向けて研修をお願いいたします。

<虐待防止委員会>

委員長：山口泰弘

委 員：このこのリーフ亀戸教室	責任者 宮村樹里
このこのリーフ亀戸第2教室	責任者 姉川真由美
このこのリーフ本八幡教室	責任者 長内由里子
このこのリーフ千葉ニュータウン	責任者 沼野しのぶ

<役割>

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント、苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止
- ・事故対応の総括
- ・定期的な教育・研修
- ・新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ・他の施設との連携

以上